

白鳳特別保護地区の再指定について

白鳳特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

山梨県有林第1林班イ、ロ及びハ小班、第2林班い1、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班、第3林班イ及びロ小班、第6林班ロ小班、第8林班ニ及びホ小班、第9林班イ、ロ及びハ小班、第10林班イ、ロ及びハ小班、第11林班イ小班、第13林班イ及びロ小班、第14林班、第15林班、第16林班、第17林班、第18林班、第20林班い3、ロ1及びイ小班、第21林班い2、ろ1及びろ2小班、第22林班ろ2及びイ小班、第77林班イ、ロ、ハ及びニ1小班、第78林班い1及びロ小班並びに第79林班い3及びロ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高3,193m）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高3,190m）、農鳥岳（標高3,026m））、仙丈ヶ岳（標高3,033m）及び鳳凰三山（薬師岳（標高2,780m）、観音岳（標高2,841m）及び地藏ヶ岳（標高2,764m））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域は、山地帯から高山帯の植生にあたる。山地帯はミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹、また、ウラジロモミ、野呂川流域はカエデ類も多く生育する。亜高山帯はシラビソ、オオシラビソ、コメツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブなどの貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。

高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシャジンなど日本列島でも特定の地域のみ
に生育する貴重な植物が多く分布する。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及
びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型
哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びト
ガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウを
はじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種であるクマタ
カが生息するなど、鳥類相においては県内で最重要な区域である。また、イワヒバ
リ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカ
ラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多様な鳥獣が生息し
ている。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生
息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタ
ダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域であ
る。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指
定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

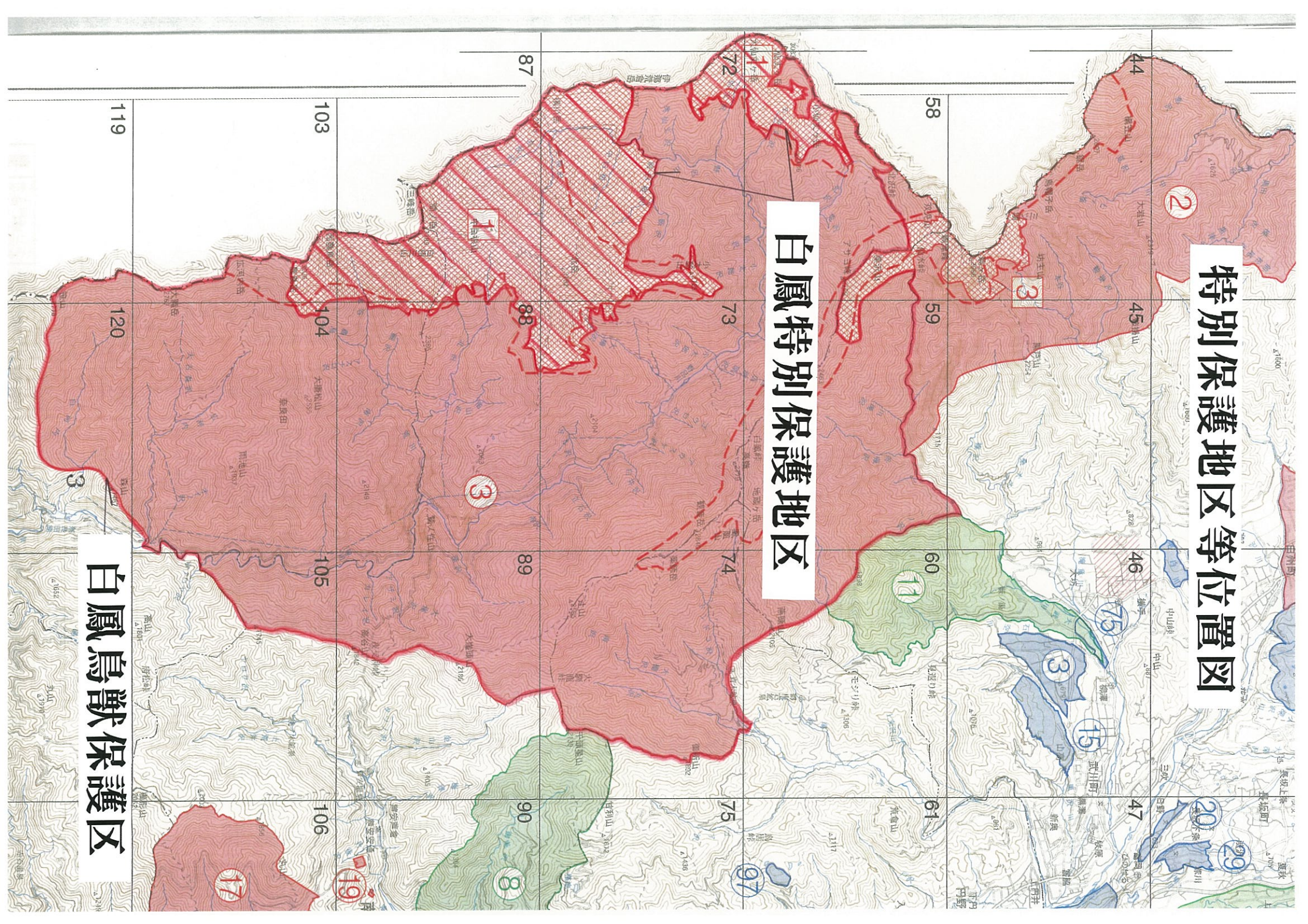
(3) 特別保護地区の管理方針

- ・定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に
著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努め
る。

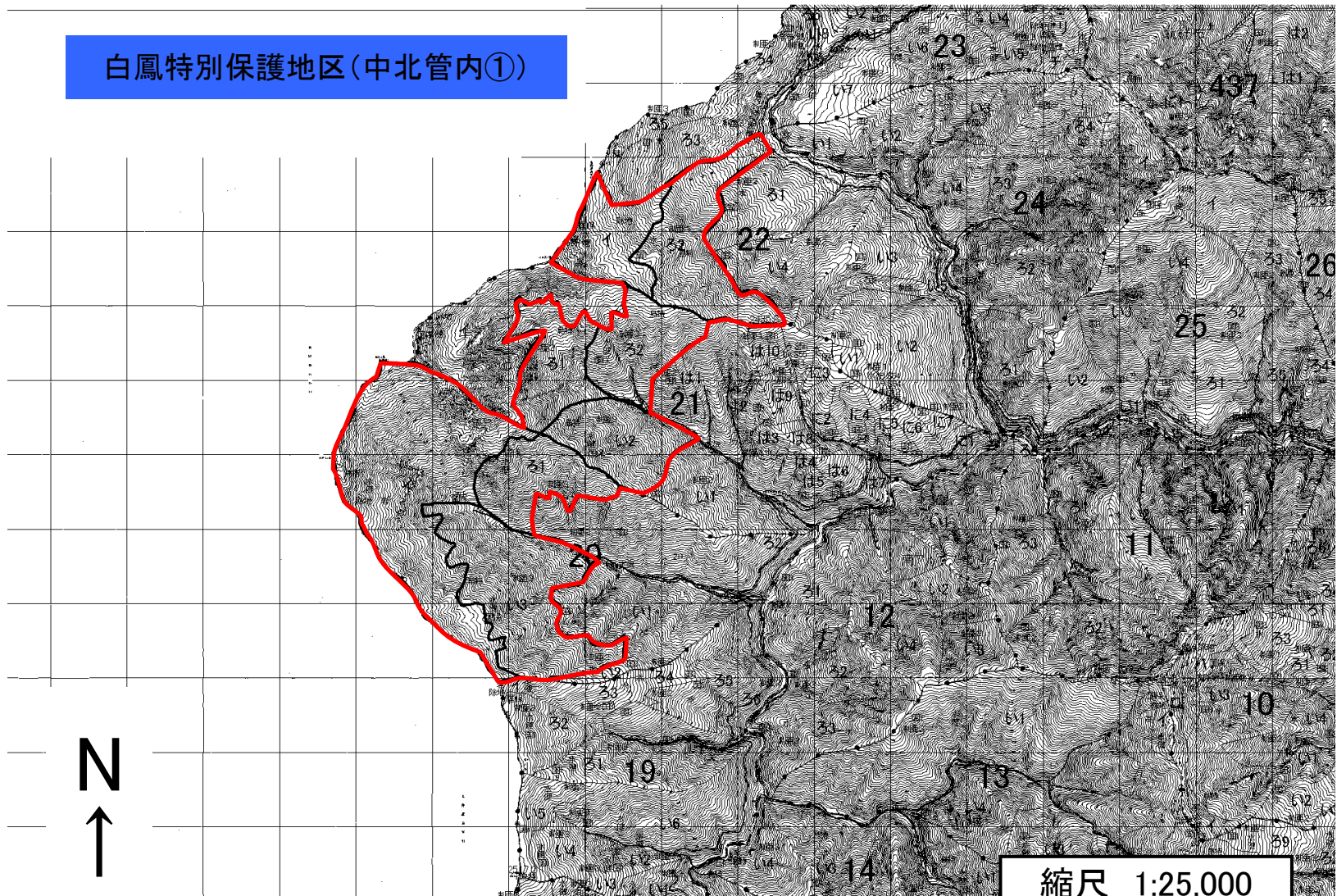
特別保護地区等位置図

白鳳特別保護地区

白鳳鳥獣保護区

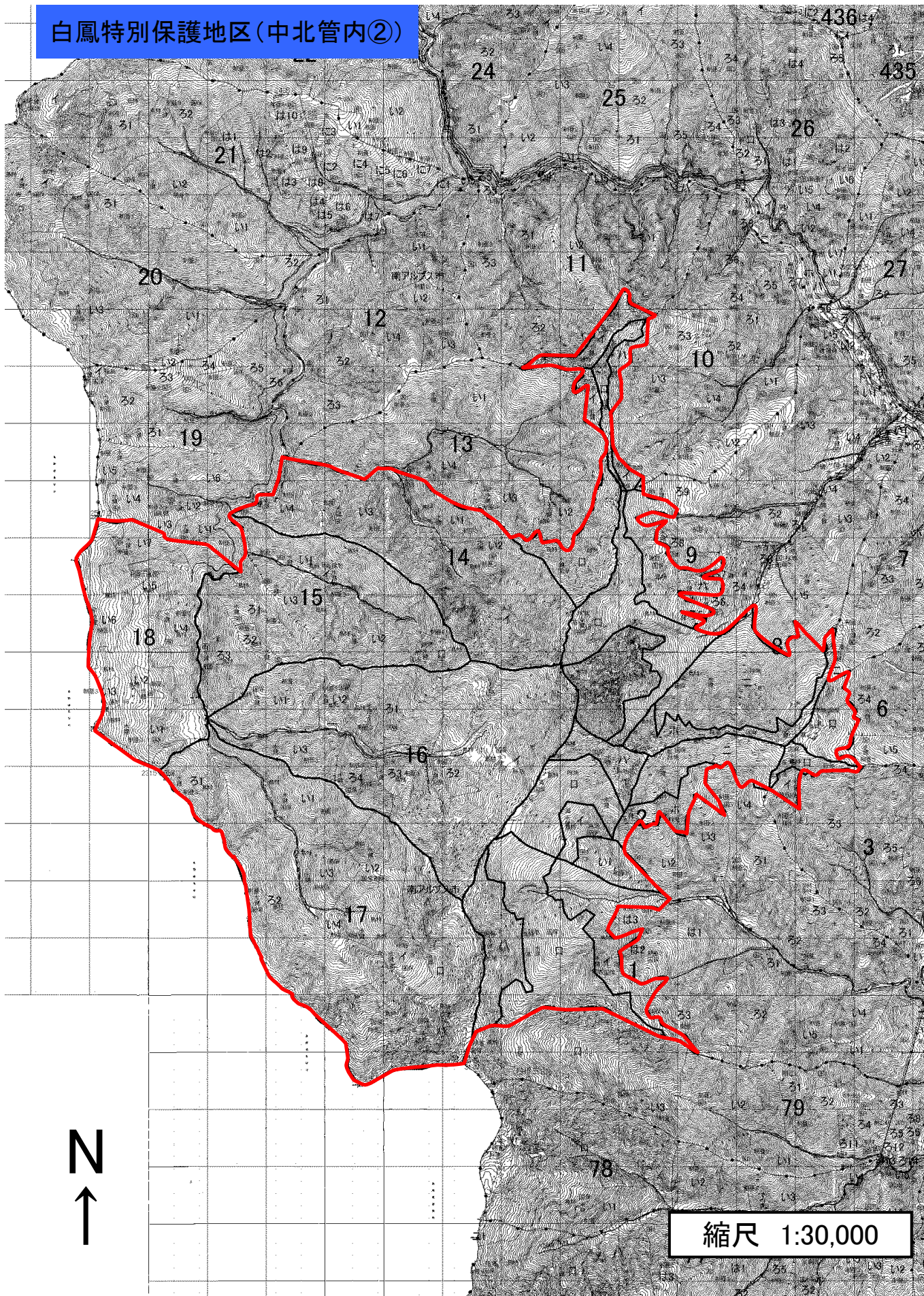


白鳳特別保護地区(中北管内①)

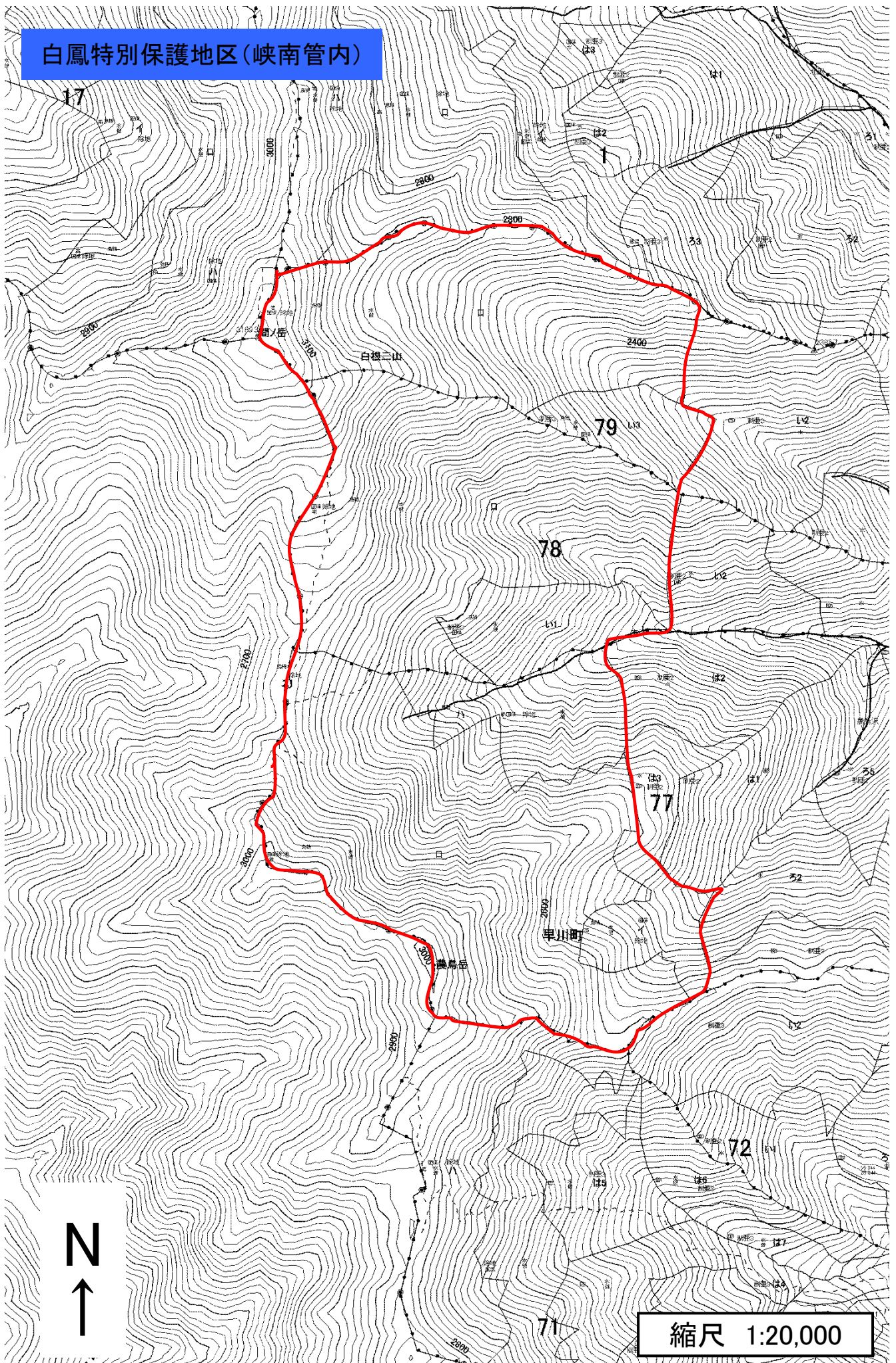


縮尺 1:25,000

白鳳特別保護地区(中北管内②)



白鳳特別保護地区(峡南管内)



縮尺 1:20,000

山梨県指定白鳳鳥獣保護区白鳳特別保護地区指定公聴会調書

1. 名 称 山梨県指定白鳳鳥獣保護区白鳳特別保護地区

2. 開催日時 平成26年6月23日(月)午後2時から午後2時20分まで

3. 開催場所 韮崎市本町4丁目2-4

4. 議長名 山梨県森林環境部中北林務環境事務所長 大竹 幸二

5. 公述人出欠

| 指名数 | 本人出席 | 代理出席 | 欠 席 |
|-----|------|------|-----|
| 20人 | 4人 | 4人 | 12人 |

6. 公述人賛否等

| 賛 成 | 条件付き賛成 | 反 対 |
|-----|--------|-----|
| 20人 | 0人 | 0人 |

7. 傍聴者

0人

8. 議長の判断

公聴会での意見を踏まえ、当該特別保護地区について指定が相当であるとする。については、本日の公述人の意見書を含めた公聴会調書を、山梨県環境保全審議会に諮問する文書としたい。

9. 公聴会公述人名簿（公述人出席者名簿）

| 職名 (代理人職名) | 氏名 (代理人名) | 住所 | 郵便番号 | 備考 |
|--------------------------------|------------------|------------------------|----------|-----------|
| 南アルプス市長 (みどり自然課 副主幹) | 中込 博文 (高畑英司) | 南アルプス市小笠原 376 | 400-0395 | 担当が 同席 |
| 中央森林組合長 (囑託) | 笹本 嘉壽雄 (天野昭弘) | 甲府市住吉 1-2-19 | 400-0851 | |
| 峡中地区猟友会長 | 塚田豊 | 甲斐市西八幡 728 | 400-0117 | |
| 恩賜県有財産管理者 (中北林務環境事務所 県有林課長) | 横内正明 (新田明文) | 韮崎市本町 4-2-4 | 407-0024 | |
| 早川町長 (振興課 主査) | 辻 一幸 (深沢武司) | 南巨摩郡早川町高住 758 | 409-2732 | |
| 峡南猟友会長 | 有泉 大 | 西八代郡市川三郷町 上野 2714-2 | 409-3612 | |
| 峡南猟友会早川分会長 | 天野 元 | 南巨摩郡早川町雨畑 983 | 409-2734 | |
| 鳥獣保護員 | 大西 信正 | 南巨摩郡早川町千須 和 392-112 | 409-2726 | |
| 計 8 名 | | | | |

10. 公述人の意見の概要

| 職名 | 賛成 | 条件付 賛成 | 反対 | 意見の概要 |
|--------------|----|-----------|----|-------------|
| 南アルプス市長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 南アルプス警察署長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 巨摩野農業協同組合長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 中央森林組合長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 南アルプス市観光協会会長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |

| | | | | |
|--------------------------------|---|--|--|-------------|
| 峡中地区猟友会長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 峡中地区猟友会 芦安分会長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 鳥獣保護員 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 恩賜県有財産管理者 (中北林務環境事務所 県有林課長) | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 早川町長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 南部警察署長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| ふじかわ農業協同組合長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 早川町観光協会会長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 早川町森林組合長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 峡南猟友会長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 峡南猟友会早川分会長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 鳥獣保護員 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 鳥獣保護員 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 早川漁業協同組合長 | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |
| 恩賜県有財産管理者 (峡南林務環境事務所 県有林課長) | ○ | | | 計画のとおり指定が相当 |

平成26年 6月23日

山梨県中北林務環境事務所

所長 大竹 幸二 

